

神の子として自由の中に生きる ガラテヤ 4:1-20

前回のガラテヤ書の学びでは、律法は聖霊が与えられるまでの一時的な守りであるということをお話ししました。主イエスキリストが十字架にかかり墓からよみがえられた今は聖霊の時代です。聖霊は使徒行伝2章に記されているようにペンテコステ（五旬節）の日に私たちに与えられました。それは私たちをつくり変え、律法ではなく神の御心に従って生きるようになるための約束の霊です。「彼らの時代の後に、わたしがイスラエルの家と結ぶ契約はこうだ。—主の御告げ。—わたしはわたしの律法を彼らの中に置き、彼らの心にこれを書きしるす。わたしは彼らの神となり、彼らはわたしの民となる。（エレミヤ 31:33）」聖霊はすでに律法に取って代わりました。したがって、また律法に戻ろうとする者は神様が私たちを解放してくださったものに束縛されながら生きる危険があります。

ガラテヤ人への手紙の中でキリストにある自由、というテーマを見ていく時、この自由というものには幾つかの観点があることがわかります。最初の数週間は義認ということについて見てきました。義認とはユダヤの裁判制度に使われる法律用語で、どちら側が正しいか指摘することです。法的に義とされた者は正しい者とされます。聖書が私たちは義と認められて正しい者とされた、という時、それは裁判でイエス様が私たちの代わりとなってくださり、裁判官が私たちではなくイエス様を審査した、というイメージです。今日のガラテヤ4章では、パウロは自由を表すのに「贖い」というまた別の言葉を使っています。「しかし定めの時が来たので、神はご自分の御子を遣わし、この方を、女から生まれた者、また律法の下にある者となさいました。これは律法の下にある者を贖い出すため、その結果、私たちが子としての身分を受けるようになるためです。（4:4-5）」「贖い」は「義認」とは少し違います。贖いとは私たちが別の誰かの所有の下にあり、神様が代価を払って買い取ってくださったという概念です。聖書には、神の民がまだ幼く奴隷の下にあった時期があったと教えています。しかし今私たちが生きている時代は私たちが成人に達し、養子として子供の権利を受けるために贖われたのです。養子にされるというのは法的な意味合いもあります。法的に養子となった子供は実子と同じ権利があります。私たちはもはや奴隷ではなく神の子となったのです。

私たちの文化の中では奴隷から買い取られて養子になるということのありがたみがわかりにくいかもしれません。しかし霊的な意味では罪に縛られ罪の奴隷となるということはどういうことなのかおわかりだと思います。私たちの自由は自分自身の働きによるのではなく、イエスキリストの十字架の贖いの力に信頼を置くことによるのです。イエス様は最も適した時に私たちを買い取って贖ってくださり、神の子としてくださったのです。もしもまだ私たちが救われ変えられるのは自分の努力によると思っていたら残念なことにそれは子としてではなく奴隷としての感覚です。人間は何千年もの間自分自身に解決があると考えていましたが、自分自身に問題がある場合どうすることもできません。私たちがイエス様を受け入れる時、私たちは義とされるだけでなく今や贖われ子としての権利を受け、過去の負債はすべて法的に無効とされ、新しい父のもとでの特権をすべて受けられるのです。完全に解放されるにはこのコンセプトをただ理解するだけではなく実践しなくてはなりません。あなたは神の子とされ、自由にされ、もはや奴隷ではなく、子としての権利、また相続権が与えられたのです。